

労働者生活支援給付金について（案）

◎基本的な考え方

- ・ 本年2月～政令で定める月までのうち、①賃金月額が直近3か月と比べ20%超減少した月があり、かつ、②減収後の賃金月額が33万円未満である全ての労働者を対象とする（休業手当の受給の有無、企業規模の大小等を一切問わない）こと
- ・ 給付金の額は、原則として減収前の賃金月額（税・社会保険料等控除前）の80%相当額（減収後の賃金月額が一定額以下の者については100%相当額）と減収後の賃金月額の差額とすること
- ・ 支給対象期間は、本年2月～政令で定める月までの間とすること

◎支給額の算定方法（想定）

(1) 本年2月～政令で定める月までのうち、申請しようとする月の賃金（B）と、減収前の賃金（A）を比較し（※1）、①AがBと比べ20%超減少し、かつ、②Bが33万円未満（※2）である場合対象となる。

(2) Aの80%相当額（A'）が一定額（※3）以上の場合：Aの80%に相当する額と33万円のうち低い方とBの差額を支給する

Aの80%相当額（A'）が一定額未満の場合：Aと16.5万円のうち低い方とBとの差額を支給する

（※1）支給対象期間前の直近3か月の平均賃金と比較することを基本としつつ、直近6か月のうち3か月の賃金を選択することも許容する

（※2）支給上限については、申請月の賃金月額(B)と給付金の合計額の上限とし、その額は政府案と同程度（日額15,000円×22日=33万円）とすることを想定

（※3）「一定額」の基準については、支給上限の半分程度（16.5万円）を想定

